

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年
厚生労働省令第 175 号）の公布による。

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第6条 ……略……</p> <p><u>（自動車を行うする場合の所在の確認）</u></p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、<u>利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>第6条 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。